

木津川市特定農地貸付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、木津川市ふれあい農園条例（平成19年木津川市条例第154号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項並びに木津川市ふれあい農園（以下「農園」という。）において木津川市が行う特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象農地)

第2条 貸付けを行う農地（以下この条において「貸付対象農地」という。）の所在、地番、地目及び面積、木津川市が貸付対象農地について取得しようとする権利の種類、条例第3条第2項に規定する貸付農地（以下「貸付農地」という。）の所在地及び面積等は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第3条 貸付けの期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

2 貸付けに係る使用料（以下「使用料」という。）については、条例第3条第1項に定めるところによる。

3 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、市長が別に定める方法により、指定された期日までに使用料を納付しなければならない。

(行為の禁止)

第4条 借受者は、農園において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物等を栽培すること。
- (3) 貸付農地を転貸すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例第1条に規定する目的に反する行為。

(募集の方法)

第5条 借受者の募集は一般公募とし、木津川市広報に掲載するほか、チラシの配布、掲示等によりこれを行う。

2 募集の期間は、募集に係る貸付けの開始の日の属する年の2月1日から同月末日までとする。ただし、募集の期間の最終の日が日曜日に当たるときは当該年の3月1日までとし、期間の最終の日が土曜日に当たるときは当該年の3月2日までとする。

(申込みの方法)

第6条 貸付農地の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、前条第2項の期間のうちに、ふれあい農園利用申込書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申込者は、木津川市に住所を有する者でなければならない。

(借受者の決定)

第7条 市長は、申込者のうちから借受者を決定する。ただし、申込者の数が貸付農地の数を超える場合は、抽選により決定する。

- 2 募集に係る貸付けの開始の日の前日において借受者であった者から前条第1項の申込みがあったときは、前項ただし書の場合を除き、連続して5年を超えない範囲内において貸付けを継続して決定することができる。
- 3 借受者は、1世帯1人とする。ただし、前2項の規定により借受者を決定した場合において貸付農地に残余が生じたときは、この限りでない。
- 4 市長は、借受者を決定したときは、ふれあい農園利用通知書（別記様式第2号）により借受者に通知するものとする。

（貸付決定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の決定を取り消すことができる。

- （1）借受者又はその世帯員が、第4条の規定に違反したとき。
- （2）借受者が、正当な理由なく貸付農地を耕作しないとき。
- （3）借受者が、貸付農地の返還を申し出たとき。

- 2 市長は、前項の取消しを行ったときは、別記様式第3号により借受者に通知するものとする。

（貸付農地の返還）

第9条 借受者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに貸付農地を原状に回復し、返還しなければならない。

- （1）前条第2項の通知があった日から30日を経過したとき。
- （2）貸付けの期間が満了したとき。
- （3）やむを得ない理由により農園を休止し、又は廃止するとき。

- 2 前項の場合において、借受者に損害が生じたときにおいても、市長は、補償の義務を負わない。

（農園の環境整備等）

第10条 借受者は、農園の施設等の清掃、ゴミの持ち帰り、借受者相互の友好関係の維持発展その他環境整備に努めなければならない。

- 2 市長は、条例第1条に規定する目的を達するため、作付講習会、借受者の交流会等の開催、借受者の組織化等に努めなければならない。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年3月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の木津町特定農地貸付規程（平成5年木津町規程第2号）の規定によりなされた決定手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた決定手続その他の行為とみなす。